

社会福祉法人国見会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国見会(以下「法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員及び評議員は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する費用については、職員旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。